

岩手県告示第809号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定を受けた施術者の開設する施術所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成25年11月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	施術者の開設する施術所				変更年月日
	名 称		所在地		
	変更前	変更後	変更前	変更後	
西村 卓一	くれもと接骨鍼灸院	飯岡接骨鍼灸院	岩手郡滝沢村滝沢字 牧野林1011番地7	盛岡市永井20地割2 番地	平成25年10月1日